

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、15日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

31 96/10/15

速報 主要政党の核兵器政策

¥100

7党が市民団体に回答

「非核法」「核の傘」「非核地帯」

総選挙を前にして、「今こそ非核法を!運動」は、8政党(社会民主党、自由民主党、新社会党、新進党、新党さきがけ、自由連合、日本共産党、民主党)に緊急のアンケートを送付し、そのうち自由連合を除く7党から回答を得た。未知数である民主党からも回答が寄せられた。回答は、10月9日に報道機関に報告された。以下に回答全文と本誌の解説を掲載する。

同じ設問に対して7つの主要政党からの回答が出そろった今回のアンケートは、貴重な情報を私たちに与えてくれる。とくに、新しい政党であり、その核政策が注目された「民主党」のスタンスを知ることができたことは、多くの市民の参考にな

るのではないだろうか。回答の全文は、2~3ページに表にしてまとめた。

自民・新進の類似性

非核三原則を最小限の骨子とする

「非核法」の制定については、自民党と新進党以外のすべての政党が必要だと答えている。また、アメリカの「核の傘」に関して、自民党と新進党がそれを必要とする考えであるのに対して、民主党も含めて、他のすべての政党はそれを否定し、核抑止論からの脱却を訴えている。

この政策の分布は重要な意味を持っている。日本の核兵器政策の転換には、自民、新進に対抗する世論の結集軸が強化されること、自民、新進の主張に反論する具体的な議論、イデオロギーのぶっつけ合いではない議論を豊富にしてゆくことが重要であると思われる。

「非核三原則」で十分?

自由民主党も新進党も、ニュアンスの違いはあるが、現状の非核三原則で十分であると考えているようである。しかし、度重なる世論調査において3分の2の国民が「非核三原則は守られていない」と答えつつけてきたことは、否定することのできない事実であり、両党の言い分は民意に反する前提に立っていると云わざるをえない。

核保有国の多くは、冷戦後の地域紛

4ページへつづく◆

【「今こそ非核法を!運動」によるアンケート依頼文】

非核政策についてのアンケートのお願い

貴党におかれましては、来るべき総選挙に向けてさまざまな公約の準備をなさっていることと存じます。

私たちは、非核三原則を受け継いで日本に非核法を制定し、日本を厳密な非核兵器地帯とし、核兵器に依存しない安全保障政策を確立することを求めている市民団体「今こそ非核法を!運動」です。このような日本の非核政策が基礎となって、東北アジアの非核地帯が実現することを願っています。1994年に宇都宮徳馬さん(元参議院議員)、本島等さん(当時長崎市長)、黒柳徹子さん(タレント、国連ユニセフ大使)、吉永小百合さん(女優)などの呼びかけで発足しました。参考までに、運動を紹介したパンフレットを同封します。

総選挙が実施されるにあたって、私たちはまず、貴党の選挙公約の中に

「非核法制定」を加えていただくよう要請いたします。

また、国際司法裁判所が、核兵器が生物兵器や化学兵器と同列の国際人道法に違反する兵器であると判断したいま、政党の再編が進むなかで、各党がどのような核政策を掲げようとなさっているのか、私たちは大きな関心を寄せています。つきましては、有権者の判断に資するよう、別紙のアンケートについて、10月6日までにFAXにて回答いただけるようお願いいたします。まことに急なお願いで恐縮ですが、選挙に重大な影響をもつ政党名が最近まで定まらなかった事情を察していただき、ご協力をお願いいたします。

1996年10月1日 今こそ非核法を!運動
世話人: 西田 勝
梅林宏道

各政党の非核政策

設問 政党 (五十音順)	貴党は、非核三原則の法制化を最低限の骨子とする、何らかの「非核法」の制定が必要だと考えますか。 1. 思います。 2. 思いません。 3. どちらでもない。	日本はいま核兵器を肯定し、アメリカの核戦略に依存した安全保障政策をとっています。これを早急に改め、日本は核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきだと思います。貴党の考えはいかがですか。 1. 日本は、核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきです。 2. そうは思いません。 3. どちらでもない。
社会民主党	1. 思います。 (その理由) 日本政府は被爆国として核廃絶を訴える一方で、具体的な面では消極的な対応を繰り返してきました。非核三原則についても法的な裏付けは何もありません。最近は無謀なプルトニウム利用政策を強行していることもあって、核武装の疑いをもたれるほどです。核廃絶を訴えながら核武装の疑いをもたれるという現状は、これまでの日本の核政策の限界を意味するのではないのでしょうか。社会民主党は「非核法」を制定し、非核三原則を守り、核抑止論を否定することを核廃絶のための外交を展開する出発点とするべきだと考えます。	1. 日本は、核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきです。 (その理由) 核抑止論にもとづく安全保障は冷戦時代の遺物(もちろん、冷戦時代においても許されるものではなかったが、残念ながら一定の説得力はもっていた。)であり、すでに有効性を失っています。ヒロシマ・ナガサキの被爆経験をもつ国としても、核絶対悪の立場に立って核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきです。まだ、あらたな安全保障政策が確立したとはいえませんが、世界の流れも確実にその方向を向いていると考えます。
自由民主党	3. どちらでもない。 (その理由) 我が国は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則を歴代政府の一貫した政策として堅持してきており、これは既に内外に広く周知徹底されております。 本年8月に長崎で橋本総理が述べられたように、非核三原則は法律としてよりも日本国民の総意、国是として世界に広める方がより重みがあると考えます。 ことも事実であり、そのような状況下において、非核三原則を堅持し、必要最小限の防衛力で日本を防衛するとのこれまでの基本政策を維持していくためには、日米安保体制に基づく米国の核・通常戦力の総和としての抑止力が依然として不可欠であると考えます。	2. そうは思いません。 (その理由) 広島、長崎という悲惨な被爆体験を有し、現在もその後遺症に苦しむ多くの人々を抱えている我が国には、核兵器に対する特別な国民感情があります。我が国としては、このような歴史的体験を踏まえ、核兵器が二度と使用されるようなことがあってはならないと考えており、引き続き核軍縮・核不拡散の推進のため積極的に努力していくことが重要であると思います。 他方、国際社会は依然として多くの不安定要素を内包している
新社会党	1. 思います。 (その理由) 「事前協議」などのギマンを許さないためにも法制化が必要です。	1. 日本は、核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきです。 (その理由) 不戦・非武装中立の誓い(憲法第9条)をもつ日本は、核兵器はもとより通常兵器にも依存しない平和政策をとるべきです。
新進党	2. 思いません。 (その理由) 日本はこれまで非核三原則を堅持し、国是としてきており、改めて今、法制化する必要性があるのかどうか疑問。 実に核が存在し、脅威がなくなっていない以上、広い意味での	3. どちらでもない。 (その理由) 日本は唯一の核被爆国として核を否定する一方、現実の核の脅威に対して米国の核のカサに依存してきたことは否定できない。核を否定する国際世論が高まっているとは言え、まだ米国の核のカサにあることは日本の安全保障として、必要である。
新党 さきがけ	1. 思います。 (その理由) 非核三原則を維持していくことには賛成です。ただし、法制化した場合の法的拘束力などについて検討していく必要があります。	1. 日本は、核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきです。 (その理由) わが国及び世界が核抑止力依存から脱却しない限り、核廃絶は達成できません。
日本共産党	1. 思います。 (その理由) 日本への核兵器持込みに関して日米政府間に密約がかわされ、実際、くりかえし在日米軍基地への核兵器持込みの事実が明らかにされましたが、日本政府は疑惑にふたをするという態度をとっています。被爆国日本が核出撃基地とされるような危険を根絶するうえで非核三原則法制化は不可欠であり、日本共産党は一九七六年以来、非核三原則厳守のための「核兵器禁止法案」や「非核三原則法制化法案(核兵器の製造、保持、持ち込み禁止に関する法律案)」を提案しています。	1. 日本は、核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきです。 (その理由) 「核兵器による安全保障」などという政策こそ、際限のない核軍拡競争によって、核破局の危機をつくりだした要因です。日米安保条約は、日本をアメリカの世界戦略の最前線基地にし、日本に核を持ち込む要因です。このような安保こそ、日本の安全をまもるところか、逆にアジアと世界の平和と安全をおびやかすものです。安保条約を廃棄し、非同盟・中立の日本をさざくことによって、アジアと世界の平和に貢献する道を歩むべきです。
民主党	1. 思います。 (その理由) 民主党は、今回の選挙公約において、戦後、日本の平和政策の諸原則を安全保障基本法として制定することを提案しており、当然その中には、非核三原則が含まれています。個別法として非核立法を作るのも一つの考え方ですが、日本として二一世紀に向けて改めて平和のメッセージを世界に発信するという意味において、戦後日本の平和原則全体を基本法としてまとめることの方がいいのではないかと考えます。	1. 日本は核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきです。 (その理由) 民主党は、日米安保条約を重視し、それを維持することが重要であると考えますが、同時に被爆国であり非核保有国である日本が独自の立場から核兵器に依存しない世界をつくり上げていくことに全力を挙げるべきです。

各政党の非核政策

<p>アフリカ非核地帯条約、東南アジア非核地帯条約が調印され南半球すべてが非核地帯になりました。東北アジアの非核地帯化について、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国の間で非核地帯条約を結び、それに中国、ロシア、アメリカから核攻撃をしないという消極的安全保障をとりつけるという現実的な案が提案されています。私たちは、日本がこの案を積極的に押し進めるべきだと考えています。この提案についてどう思いますか。</p> <p>1. 検討に値する。/2. 検討に値しない。/3. どちらでもない。</p>	<p>核兵器を廃絶し、核兵器のない世界を創るために、貴党は日本が何を第1に行うべきだと考えますか。具体的にお答え下さい。</p>
<p>1. 検討に値する。 (その理由) 比較的小さい単位で非核化を行い、これを積み重ねていくことで地球を非核地帯で覆うことができれば、核廃絶に向けて大きく前進することができます。すでに南半球のほぼ全域が非核地帯となったことを考えても、東北アジアの非核地帯化は決して不可能ではありません。北東アジアの場合は、アメリカ、中国、ロシアなど「大国」の動向とも無関係ではあり得ませんからご質問にある案は非常に現実的であると考えます。</p>	<p>社会民主党は前身である社会党の時代には「非現実的だ」といって、批判されることがたびたびでした。しかし、冷戦が終わり世界の構造が大きく変わったことで、むしろかつて「非現実的」であった私たちの理想が、極めて現実的な課題になってきたと考えます。今後も具体的に小さな前進を積み重ね、平和な世界を実現するために全力をつくします。</p> <p>具体的には、非核法の制定や東北アジアの非核地帯化構想の実現、CTBTを発効させるための努力や、カットオフ条約の交渉開始など求めていきます。</p>
<p>3. どちらでもない。 (その理由) 我が国を含む北東アジアにおいては、依然として域内の対立、緊張関係が継続しており、また、核兵器保有国が存在しているため、非核地帯実現のための現実的環境は未だ整っていないと考えます。</p>	<p>核兵器のない世界を目指すためには、米、露、中、仏、英の5核兵器国が更に核戦力の削減を進めること、新たな核兵器保有国の出現を防止することの両面が必要であると思います。このために、我が国としては、核兵器国に一層の核軍縮努力を促すこと、核不拡散条約(NPT)未締結国の同条約への加入を粘り強く呼びかけていくことを通じグローバルな不拡散体制(NPT体制)の維持、強化を図っていくこと、また、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効や核兵器その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止に関する条約(カットオフ条約)交渉の開始等に向け一層努力することが重要であると思います。</p>
<p>1. 検討に値する。 (その理由) 非核地帯が核攻撃を受けない保障は最低限度必要なことです。</p>	<p>核のカサをもつ日米安保条約を解消すること、率先してプルトニウムの生産を中止し、世界にもそれを呼びかけること、非核法を制定し世界に広めること、などです。</p>
<p>1. 検討に値する。 (その理由) 核の脅威を少しでも減らすため、あらゆる努力は行うべきだと考える。</p>	<p>核保有国の核の削減計画の策定を訴えていくべきだと考える。</p>
<p>1. 検討に値する。 (その理由) 非核地帯ができれば、自衛を理由とした核兵器保持の根拠はなくなります。その意味で中国も入るべきと考えます。わが党の公約には「北東アジア地域における非核地帯の創設に向けて努力をしています」とあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的核実験禁止条約の早期発効 ●カットオフ条約の策定 ●北東アジアにおける非核地帯の創設 <p>→すべてに努力を傾けるべきです。その上で核保有国核軍縮を強く求めます。</p>
<p>1. 検討に値する。 (その理由) 非核条約が結ばれることは、当然、歓迎すべきことです。同時に、そのためにも日本政府の姿勢を改めさせることが不可欠です。最近、朝鮮有事となれば、日本に戦術核兵器を配備するというアメリカのシナリオの存在が明らかになりましたが、日本政府はこれを黙認し、朝鮮半島有事を理由に有事法制の策定をねらい、南朝鮮のマスコミからも批判されています。日本政府のこのような態度をやめさせることは、日本国民の重要な課題です。</p>	<p>国内では非核三原則を法制化し、世界にむかつては核兵器廃絶国際協定締結を提案すべきです。今日、アメリカをはじめとする核保有国は、核爆発実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)の制定を認め、必要なら核爆発実験をおこなうことを表明し、また核爆発をとまわらない核実験システムによって、核兵器の維持・開発をおこなえるようにし、核独占体制の強化をねらっています。このようなもとで核兵器の脅威を根絶するために、日本は率先して核兵器廃絶協定実現に努力すべきです。</p>
<p>1. 検討に値する。 (その理由) 非核地帯にすべき範囲、禁止対象の範囲(たとえば核兵器搭載可能艦の寄港の是非)など、解決すべき課題は多いが、北東アジア非核地帯の設置構想は、核軍縮・核廃絶を推進していく上で重要な意味を持つものであると考えます。そのためにも、4か国会談を実現し、その成果のうえにロシアと日本を含めた6か国会談の開催を目指すべきです。</p>	<p>もっとも重要なことは、日本がまず核兵器の使用を国際法違反であることを国際社会に向かって明確にすることです。そのうえで、核廃絶に向けて、核兵器の拡散防止(カットオフ条約の締結、核拡散防止条約の順守、包括的核実験禁止条約の早期発効)、核保有国の核軍縮(START 3の開始と合意、英中仏の軍縮交渉参加)、核使用の抑制措置(核先制不使用宣言、非核保有国への核攻撃禁止)などを、具体的に着実に実現していくリーダーシップを発揮していくべきです。</p>

◆← 1ページからつづく

争で核兵器の使用を検討しつつあるが、それが公然と打ち出されたとき、核兵器の持ち込み問題が再燃する可能性は否定できない。「非核三原則」で十分、という議論は誤りであると思う。

自民党が法律よりも国是の方が重みがあると、述べていることの意味がよく分からない。具体的な説明が必要である。私たちの国際活動の経験では、「非核

法]をもつニュージーランドの方が、日本よりも明確な非核政策をとっていると評価されており、実績としても海の核軍縮に大きな貢献をした。

しかし、自民、新進とも「非核法」が有害であるという議論はしていない。超党派で「非核法」についての着実な議論の積み重ねをするための「議員会議」が成立する素地は十分にありと考えられる。

すら、まだ整理できていない。その現実の中で、第一段階の選択として「非核安保」の選択肢があることを、私たちはもって考えてもよいのではないだろうか。

この選択において、日本はアメリカ一辺倒ではない、日本の市民感覚にもとづいた安全保障政策の第一歩を踏み出すことができるはずである。

東北アジアの非核地帯化

東北アジアの非核地帯化について、自民党以外のすべての政党が「検討に値する」と回答している。

設問の3は、東北アジアの非核地帯化の一般論ではなく、具体的方法を掲げて

の設問になっている。社民党、さきがけ、民主党は、この具体的な方法論に即して回答しており、興味深い。

さきがけが、中国も非核地帯に入れば核攻撃を受けないことになるから、「自衛を理由とした核兵器保持の根拠はなくなる」と述べていることは、説得力がある。しかし実際には、核保有国とりわけ米国の核削減が先行しなければ中国の核軍縮が困難であるというのが中国の態度であった。可能な方法論の詰めを進めていただきたい。

民主党が掲げている、4カ国会談の基礎の上に日本とロシアを含めた協議の場を築くという提案は一方法であると思う。しかし、このレールの上だけでは、やはりアメリカ外交に依存する度合いが強く、日本の非核化への熱意とイニシアチブは発揮できないのではないかと心配する。日本が非核化の意思を伝え、朝鮮半島との間に直接的な対話を形成する道も追求してほしいと思う。

東北アジア非核地帯化への自民党の消極的姿勢の理由は「緊張があるから時期尚早」というものである。しかし、緊張緩和への積極的提案として非核地帯化を考えるべきである。(梅林宏道)⑩

非核安保という選択肢

第2の設問で、「核兵器に依存しない安全保障政策」を求めるべきである、という政策をとる場合、民主党が、日米安保条約と矛盾することなく、核兵器に依存しない安全保障政策を日本が追求することが可能であると考えていることに注目したい。

日米安保条約全体をどういう方法で、どうすべきかについて、各政党の意見がさまざまに分かれている。二国間安保から多国間地域安保、軍事的安保から非軍事的安保へという方向性について、政党間でどのような政策分布があるのか

日誌

1996.9.20~10.5

(作成:笠本丘生)

ASEAN=東南アジア諸国連合/CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/ICJ=国際司法裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約

- 9月21日 関西電力、プルサーマル計画のスタートを、当初予定の90年代後半から2000年以降への先送り方針固める。「もんじゅ」事故の結果。
- 9月21日 第51回国連総会の一般演説が始まる。ノルウェー・ブルントラント首相はCTBTの事実上の拘束力を強調、マーシャル諸島など太平洋諸国は核実験被害の島々の復興訴える。
- 9月24日 CTBT調印式、国連信託統治理事会議場で開催。核保有5ヶ国、日本など16ヶ国代表が出席、署名。初日に調印を済ませた国は計7ヶ国に到達。
- 9月24日 米クリントン大統領、国連総会での演説で、CTBTを称賛、今後、NPT実施徹底とIAEA査察力充実などを「米の優先目標」と宣言。
- 9月24日 橋本首相、CTBT署名後「反対を表明した国が再考し、条約が可能な限り早期に発効す

るように希望する」とのコメント発表。

- 9月24日 米国務省バーズ報道官、KEDOへの米拠出分2,500万ドルを米議会が承認と明かす。
- 9月25日 イスラエル・レビ副首相兼外相、国連本部内でCTBTに署名。核保有国・疑惑国で未署名の国は、インドとパキスタンのみ。
- 9月25日 奈良県天理市定例市議会、広島県庄原市定例市議会、「核兵器完全禁止・廃絶国際条約締結」などを求める意見書採択。
- 9月26日 6月に強行の中国地下核実験の規模、当初推定の倍を超える200キロトン。東大地震研究所・菊池教授が日本地震学会で発表。
- 9月26日 北朝鮮とKEDO、軽水炉着工に要する二つの関連議定書に事実上合意。関係国の合意確認の上、近く署名。軽水炉年内着工の運び。
- 9月26日 日米韓の第3回次官級協議、北朝鮮の武装ゲリラ侵入事件に対し断固たる姿勢維持の一方で、KEDOなど従来通り推進を合意。
- 9月30日 日・EU首脳協議、首相官邸で開催。橋本首相、北朝鮮潜水艦の韓国侵入事件に触れ、KEDOの事業推進が重要とEUに協力求める。
- 10月1日 EU外相理事会で、KEDOへの資金拠出を正式承認。今後欧州委員会と同機構との交渉権限一任を決定。
- 10月2日 KEDO理事会構成国の日米韓の担当大使、月内にブリュッセルで、EUの同機構理事会参加問題で欧州委員会側と初交渉。
- 10月3日 沖縄返還交渉の際、日本国内で米軍

の核持ち込みを認める構想検討。米外交文書で明らかに。1965年7月16日、ライシャワー駐日大使が提案。

- 10月4日 米エネルギー省とカナダ原子力公社、米解体ミサイルの核弾頭から抽出されるプルトニウムを原子炉で燃焼させる試験着手で合意、正式契約。試験開始は来年以降。
- 10月4日 広島・岡岡市長と長崎・伊藤市長、インド・ゴウダ首相とパキスタン・ブット首相にCTBT署名求める書簡を連名で送付。
- 10月4日 CTBT署名開始ののち、11日間で調印国が111カ国に達する。

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さいと幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、中田真里子(平和資料協同組合)、梅林宏道